

# 【起業家支援融資】 が利用しやすくなりました

山梨県  
商業振興金融課

起業家支援融資は、新たに事業を始めようとする個人や会社を支援するための融資です。

平成30年4月の改正で、大幅に利用しやすくなりました。

## 【起業家支援融資】改正のポイント

- ◆ **利率の引き下げ**  
1.9%から1.5%に**利率を引き下げ**、利息負担を軽減しました。
- ◆ **信用保証料補助**  
県が信用保証料の1/2を**助成**することで、保証料が0.30%～0.45%になります。
- ◆ **融資限度額の拡充**  
一度にご利用いただける額が、2,500万円から**3,500万円に拡充**されました。
- ◆ **自己資金要件の緩和**  
自己資金不要で融資を受けられる最大額が、1,000万円から**2,000万円に拡充**されました。
- ◆ **2つの特別枠の創設**  
新たに**【女性・若者・シニア支援枠】**と**【移住者支援枠】**の融資枠を設定しました。

## 起業家支援融資

融資対象	新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者 分社化しようとする者又は分社化後5年未満の者
融資限度額	3,500万円 (ただし、2,000万円を超える部分については自己資金の範囲内まで)
融資利率	全部保証1.5%
保証料率	0.30%～0.45% (県の1/2補助後の料率)
償還期間	設備7年以内運転 5年以内 (それぞれ1年以内の据置を含む)

## 女性・若者・シニア支援枠

新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者で、**女性、若者(34歳以下)、シニア(55歳以上)**である場合、**利率を優遇**します。

利率：1.3% (**通常枠より0.2%優遇**)

県が信用保証料の1/2を補助します。

## 移住者支援枠

新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者で、**県内に移住後5年未満である場合**、**利率を優遇**します。

利率：1.2% (**通常枠より0.3%優遇**)

県が信用保証料の1/2を補助します。